

議案第19号

飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

3年に1度の介護保険制度見直しによる厚生労働省令の改正に伴う改正及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業の指定申請者にかかる基準を定めるための改正

# 飛驒市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

飛驒市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年飛驒市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条見出し中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業」を削り、同条中「及び法第115条の12第2項第1号」を削り、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」を加える。

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（指定居宅介護支援事業者の申請者の資格）

第4条 法第79条第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

（指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）

第5条 法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 略</p> <p>(指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人_____とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第4条 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>(指定地域密着型サービス事業_____の申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号_____の規定により条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)とする。</p> <p>(指定居宅介護支援事業者の申請者の資格)</p> <p>第4条 法第79条第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)</p> <p>第5条 法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。</p> <p>第6条 略</p> <p>以下 略</p>

## 飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

国における3年に1度の定期的な制度見直しに伴い、当該省令が改正され、平成30年4月1日より施行されることから、所要の改正を行うもの。また、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」の施行による介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、これまで都道府県の条例に定められていた指定居宅介護支援事業の指定申請者に関する基準について市町村条例によって定めることとされたため、その基準を定めるもの。

### 2 改正の概要

指定地域密着型サービス事業所の申請者の資格について、看護小規模多機能型居宅介護の指定に限り、病床を有する診療所を開設している者を加える。また、指定居宅介護支援事業の指定申請者の法人格の有無について、市町村条例において定めるものであるが、法の規定により厚生労働省令（介護保険法施行規則（平成11年省令第36号）。以下「省令」という。）に定める基準に従うべきものとされていることから、省令の規定どおり、指定申請者は法人格があるものに限る旨の基準を定める。

### 3 施行日 平成30年4月1日